

第39回 青森県環境審議会

日時：令和4年9月8日（木）

13：30～15：00

場所：青森県観光物産館アスパム4階「十和田」

（司会）

それでは、ただいまから第39回青森県環境審議会を開催いたします。
開会にあたりまして、環境生活部長の石坂から御挨拶を申し上げます。

（石坂部長）

本日は、御多用にもかかわらず、環境審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
また、常日頃から、環境行政をはじめ県行政全般にわたりまして御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、本日の環境審議会は次第に記載しておりますとおり、諮問案件といたしまして、「青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次イノシシ）（案）」及び「青森県指定権現崎鳥獣保護区権現崎特別保護地区計画書（案）」の2件について、御審議いただくこととしております。

委員の皆様には、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。

（司会）

続きまして、本日の会議の成立について御報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は、委員総数31名中、会場が15名、オンライン出席が7名の計22名に御出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、議事に入ります。審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては、藤会長にお願いします。

藤会長、よろしく申し上げます。

（藤会長）

それでは次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

オンラインでご出席の皆様、今、私の声が聞こえていますでしょうか。聞こえづらい場合、いつでもチャット等でお知らせいただければと思います。

まず最初に議事録署名者の方を指名させていただきます。今回の指名者は木立委員と、あと鈴木育子委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

先ほど司会の方のご説明もありましたけれども、本日の諮問案件については、皆様のお手元にまず諮問書の写しが配付されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。本日は先ほどもありましており「青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次イノシシ）（案）」「青森県指定権現崎特別保護地区

計画書（案）」の2件の諮問を受けております。

それでは早速諮問案件1について、事務局の方から説明をお願いいたします。

（事務局）

自然保護課長の原と申します。

それでは私の方から、青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次イノシシ）（案）について、資料1-1の概要版でご説明いたします。資料をご覧ください。

はじめに1ページの1、3番目の枠の中、第二種特定鳥獣管理計画の法体系についてでございます。

この計画は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法に基づいて生息数の著しい増加、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合に、当該鳥獣の生息の状況、その他の事情を勘案して、当該鳥獣の管理を図るために定めるものです。この計画は知事が定める鳥獣保護管理事業計画に適合していることが要件となっております、また計画の策定にあたっては鳥獣保護管理法に基づき、あらかじめ審議会の意見を聴くこととされております。

次に2の計画策定の目的です。本県では近年、イノシシの目撃情報が増加傾向にありまして、今後、農林業のみならず生活環境、森林生態系への被害が懸念されることから、科学的かつ計画的な管理対策を実施するために計画を策定するものです。

次に3の計画策定の背景です。イノシシは、近年、全国的な生息数の増加や生息域の拡大により農業などに深刻な被害を及ぼしていることから、国においても指定管理鳥獣に指定し、その管理の徹底を都道府県に求めているところです。

本県では、古文書などの記録から、かつては県内に生息していたことが確実ですが、1880年ごろの東通村における捕獲を最後に絶滅したとされています。しかし、平成29年8月に深浦町におきまして、自動撮影カメラで撮影されて以降、目撃情報が増加傾向にあります。

こうした状況から、本県のイノシシは隣接県からの移入によるものとみられ、このまま本県に定着し生息数が増加することになりますと、農業被害の拡大や人的被害及び生態系への影響が懸念されることから、管理計画を策定し、生息状況調査等の実施や捕獲体制を早急に構築する必要があります。

続きまして2ページをご覧ください。4の計画の期間は本年11月1日から令和9年3月31日までの概ね5年間。5の対象区域は県全域としております。

次に6の目撃頭数及び目撃地点の推移です。（1）の目撃頭数のグラフにみられるように目撃情報が急増しておりまして、三八上北地域が多い傾向にございます。（2）の目撃地点、令和3年度の分布メッシュ図については、岩手県と秋田県の県境に近い地域で目撃情報が多く、北上するに従って減少傾向がみられます。（3）の被害状況につきましては、令和元年度に田子町で農作物被害が確認され、令和2年度は被害面積43アール、被害金額は約34万円となっております。

3ページをご覧ください。7の管理の目標です。イノシシの生息しない環境が長く続いてきた経緯と、侵入初期段階にある本県の現状を踏まえますと、生息数ゼロを目指すべきところではありますが、現時点では生息状況が不明であり、捕獲体制の整備も不十分です。従いまして、この管理計画においては、イノシシによる本県の農業及び生活環境への被害や、植物群落等生態系への影響を最小限に抑えることを目指すこととします。

次に8の目標を達成するための対策です。アの個体群の管理です。①として狩猟による捕獲の推進です。狩猟期間を現行の3ヶ月から5ヶ月間に延長するとともに、狩猟者から捕獲や目撃情報を収集

するなどして冬季の生息場所の特定に務め、その情報を狩猟者に提供することで捕獲効率を高めて参ります。②として有害鳥獣捕獲の効果的な実施です。市町村におきましては農業被害防止のため、農地周辺での有害鳥獣捕獲の実施や、狩猟者と農家等の地域住民が一体となった捕獲体制の整備を図ります。③として指定管理鳥獣捕獲等事業の実施です。県では管理計画の目標を達成するため、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定め、捕獲を実施していきます。④として捕獲手法の情報収集です。先進事例の情報収集と低密度な状況における効果的・効率的な捕獲手法を検証して参ります。⑤として捕獲に向けた担い手の育成確保です。狩猟者の捕獲技術の向上を図るための取組を実践するなど、担い手の育成確保に取り組みます。

次にイの被害防止対策です。侵入防止柵の設置や農作物の適正な管理など、地域ぐるみの被害防止体制の整備を促進してまいります。

ウの生息環境管理です。イノシシは身を隠すことのできる山林や藪などを移動経路として利用していることから、山林と農地との間にイノシシが身を隠すことができない緩衝帯を整備するなど、イノシシを寄せ付けない生活環境の整備に努めてまいります。

エのモニタリング調査です。生息状況や被害状況等について、全県を対象としたモニタリング調査を継続して実施してまいります。

最後に4ページをご覧ください。9の管理計画実施体制です。本計画(案)は、左上にある有識者等で構成される青森県指定管理鳥獣管理対策評価科学委員会から承認を得ており、関係機関との協議や利害関係人からの意見聴取についても反対意見はございませんでした。

なお、本審議会に先立ち、本年7月25日から8月23日まで、県ホームページでパブリックコメントを実施したところ、国の農作物野生鳥獣被害対策のアドバイザーの方から研究成果の提供や捕獲に対する技術的な助言をいただきましたが、計画(案)の内容に変更は生じるものではございませんでした。

続きまして資料1-3です。事前に委員の皆様からいただいたご質問についてでございます。

1-3の1ページです。まず鈴木委員からのご質問です。1つ目は「本計画は、科学委員会の承認を得られているか」というものでございます。

回答ですが、青森県指定管理鳥獣管理対策評価科学委員会を2回開催して、計画(案)について承認を得ております。

2つ目は豚熱等感染症に関するご質問です。「養豚場における感染対策は既に実施されているのでしょうか。実施されている場合、どのような対策をされているのか教えてください。」というものでございます。

回答ですが、本県の農林水産部の所管になりますが、養豚生産者に対して、国内の発生状況等を周知し注意喚起するとともに、県内全ての養豚場を巡回して、車両消毒や野生動物の侵入防止など、家畜伝染病予防法に規定される飼養衛生管理基準の順守を徹底するよう指導してございます。また野生動物の侵入を防止するための防護柵や防鳥ネット等の設置への支援のほか、令和3年度から県内で飼育する全ての豚及びイノシシに対するワクチン接種を実施しておりまして、発生未然防止に努めております。

2ページです。3番目も豚熱の関係でございます。

①「資料1-2、7ページでは「豚熱等感染症」となっています。資料1-2の7ページです。同じ意味で用いているのであれば整理してください。」②「感染確認検査の体制は整備されているのでし

ようか。」③「ゴミ置き場等における野生生物の接触防止対策等の徹底については、具体的な実施計画はあるのでしょうか。」というものでございます。

回答です。こちらも本県農林水産部の所管になりますが、①につきましては資料1-2の7ページを、ご指摘の通り「豚熱等伝染病」に修正いたします。②につきましては資料1-2の9ページのウを一度ご覧いただきたいと思いますが、資料1-2の9ページのウの2行目から記載されている「関係部局と調整しながら、イノシシにおける感染確認検査に協力する」との記載につきましては、県猟友会と市町村と連携いたしまして、野生イノシシから採取した検体を、青森家畜保健衛生所に搬入してPCR検査を実施する体制を整備しております。なお、資料1-2の9ページのウでは「感染確認検査に協力する」と記載されておりますけれども、正しくは「感染確認検査を実施する」となります。こちらの修正等につきましては事務局で対応させていただければと思います。③につきましては、関係部局と連携のうえ、関係市町村等に対し野生イノシシ等の野生動物の接触防止対策の徹底について、普及啓発を実施することとしています。

次の4つ目はご意見です。「農林業被害等を未然に防止するため、県民に広く伝わるように効果的な方法をお願いします。」というものでございます。

回答ですが、関係部局と連携いたしまして、積極的に普及啓発を図ってまいります。

次3ページです。次に田中委員からのご質問でございます。1つ目は「絶滅したイノシシが北上して生息しているのは、温暖化のせいでしょうか。」というものでございます。

回答ですが、環境省の「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン(イノシシ編改訂版)」によりますと、近年の地球温暖化による暖冬の影響で雪が減り、イノシシが越冬しやすい環境が拡大したことで分布域が北上している旨の記載がございます。

最後に「岩手県立大学の研究グループがあるように、青森県も研究所を設けて対処していったらどうでしょうか。あとは徹底的な捕獲をするしかないような気がします。」というものでございます。

回答ですが、現時点におきましては研究所を設ける予定はございません。まずは、私どもといたしましては青森県第二種特定鳥獣管理計画(第1次イノシシ)に基づきまして、個体群の管理と被害防止対策について、有識者等で構成される「青森県指定管理鳥獣管理対策評価科学委員会」における科学的な見地から検討評価を踏まえまして、適切に実施してまいります。

以上で説明を終わります。

(藤会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

鈴木委員、ご質問いただいておりますので、ご意見があれば教えていただければと思います。

(鈴木委員)

鈴木です。ご回答いただきましてありがとうございました。

なかなか大変なことだと思いますけども、実態調査とかあとは捕獲の体制整備、こういったことに関係機関と連携して取り組んでいただければと思います。以上です。

(藤会長)

ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。鎌田委員、お願いします。

(鎌田委員)

ちょっと教えていただきたいんですけども。狩猟の方を増やそうというお話が資料にあると思うんですけども。青森県で獣を狩猟している方々というのは、狩猟者の中では多いものなのですか。この狩猟者を一気に増やそうとしても、イノシシとかシカとか捕って、今シカとかイノシシとか入っていますけれども、元々はいなかったところで、増えてくるからと言って、そんなたくさんの狩猟者がいるわけではないと思うんですけども。どういった感じになっているのでしょうか。

(事務局)

まずは狩猟者の状況なんですけれども。昭和56年では7,283名いたんですけども、平成27年は1,400人と減少傾向が続いてきました。

県の方としては狩猟者を増やすために、狩猟免許試験の回数を増やすとか、利便性の向上を図ったことによって、令和3年度は、平成26年度の受験者が67人だったんですけども、倍の128人と増えてきていて、新規免許取得者も合わせた県内の狩猟免許取得者数も増加傾向に転じておりまして、今、令和2年度の段階なんですけれども1,785人と385人増えております。

あと大型獣の狩猟を出来る人を増やすために、令和3年度から大型獣の捕獲講習会というものを開催してまして、先生おっしゃる通り、こういう大型獣を捕獲するための射撃演習とか、狩猟体験とか、解体実習を行って、イノシシなどの大型獣の捕獲に対応できる狩猟者を育成している最中でございます。

(鎌田委員)

ありがとうございます。

それに関して、増やそうとすること努力をしていらっしゃるということで、ありがとうございます。それに関してなんですけれども、その獣を捕って、その獣を捕ることに対して奨励金とかというのは考えていらっしゃるのでしょうか。宮城県なんかだと、捕った頭数によって奨励金なんかを出してるみたいな話を聞くんですけども、どうでしょうか。

(事務局)

全国の事例をちょっと見てみますと、狩猟者の狩猟意欲を高めるという観点で奨励金を定める地域もあるんですけども。うちの方の科学委員会においても、そういう地域においても報奨金制度の成果が上がっていないとか、そういう行政の予算を圧迫する事例がみられますよというような意見も出ておりますし、やった方がいいというご意見もあります。

その辺、他県の事例とかをしっかりと検証して、国や市町村など関係機関の意見も踏まえながら、今後ちょっと検討していきたいと考えております。

(鎌田委員)

はい、分かりました。検討、よろしく願いいたします。

(藤会長)

ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。豊田委員、お願いいたします。

(豊田委員)

猟友会長の豊田です。よろしく願いいたします。

ただ今のご説明によりますと、ハンターの免許の取得者が増えているとのお話でしたが、実際は違います。確かに免許を持っているのは増えているんですが、増えているのは捕獲に携わることのない免許だけの、例えば車に例えるとペーパードライバーみたいなもので、1,700名とのお話いただきましたが、猟友会に加入しているのは1,002名。従って700何名の方は、免許を持っているけれど、ほとんど山野に出かけることはないということです。減少傾向、高齢化がすごく進んでおります。これは現状を申し上げた方が皆さんにいいのではないかとということで、今、発言の機会をいただきました。

それとただいまの資料に基づく説明によりますと、農作物の被害の増大が懸念されるとか、これは計画書の説明ですね、被害を最小限に抑えることを目指すために計画されたとご説明いただきました。既に被害の増大・拡大が生じております。これ現実です。新聞等にも報道があったのを皆さん目にしていると思います。

それと「目指す」は、もう時期をこれは逸しております。計画取組は遅きに失しました。このまま計画を本日決定して、令和4年度、今年の狩猟、あるいは実施予定の捕獲事業の対象鳥獣にイノシシがもし対象鳥獣でできないという状態になりますと、国で目指している、あるいは本猟友会で目指している令和4年度半減の目標に達しないどころか、ニホンジカと同じような取組になってしまい、ニホンジカはどういう傾向にあるかと思えば、皆さんご存知のように増えております。

ところがイノシシははるかに多産です。ニホンジカは1頭から2頭、年に1回。ところがイノシシは8頭前後、栄養状態が良ければ10頭も生まれます。また春に子どもが生まれて死んだりすれば、4ヶ月でもう出産ですから春・秋で2産することもあります。

今年計画、私ども、会議の他に担当者との事務的な打ち合わせを何回かさせていただきました。その内容によりますと、令和4年度、今年度の実施予定のニホンジカの捕獲事業に合わせて、イノシシも対象鳥獣にしてくださいというお願いがしてあるんですが、本日、決定して10月中旬県報に登載されてそこで決定ですが、その後の打ち合わせとかなるとなれば4年度の事業に間に合わない。そうなると、1年遅れると、これは大変な状況になります。もう増えて手に負えなくなります。

一つ例を申し上げます。ニホンジカ捕獲事業、現在3年、4年実施しておりますが、年間青森県は700万か800万の予算でやっております。ところが増えている隣の岩手県、同じ捕獲事業で1億4千万円です。もう莫大な予算を投資しても焼け石に水、これが現実です。

青森県もそうならないようにということで、何回となく、先ほど発言されました報奨金の話もされましたが、私ども、動態調査、生態調査のためにドローンの導入をしてくださいということと合わせて、ハンターが猟欲を高めるために報奨金の制度を設けてくださいと。これも大した大きい額ではございません。過去からいけば1頭2万円から3万円、50頭前後の予算で結構ですと。そうするとい

くらいですか、150万円から200万円。年にこれを3年、4年、5年ぐらいでもし実施できたとすれば、当初計画の0に近い数字に取り組むことができるものと私は思っております。

ところが、これが1年、2年遅れた状態で報奨金もなしで取り組みすれば、ニホンジカの二の舞になります。大変なことになります。手に負えなくなります。そうなってから予算てんこ盛りしても遅いですよということを何回も言わせていただきましたが、聞く耳をもたんというわけではないですが、事務的に間に合わないという説明はいただいております。

何とかその辺の再考をしていただくよう、改めて申し上げて、この立派な計画書ができましたので、これを具現化できることを願っております。

(藤会長)

ありがとうございます。

どうぞ。

(事務局)

自然保護課長です。

今、豊田会長の方から、まさにその現場、実態を踏まえたと言いますか、ご意見を頂戴いたしました。これまでも何度もそういったお話伺いながら私どもと一っしょにお話させていただいてきた経緯がございますけれども。

個々の免許の取得者というのが、実態とすれば実は減少しているんだとか、それから被害は現に拡大しているのだというお話、それから繰り返し申されました計画の策定が遅いんだと、ニホンジカの捕獲と事業に合わせてイノシシも狩猟できないのかとそういったお話、それから狩猟報奨金制度のお話がありました。

今、大きいのがニホンジカの捕獲等事業に併せて、今回、イノシシの計画ができれば、ただちにイノシシも対象とした捕獲等事業の実施についてのお話でございますけれども。

会長さんとお話させていただいているところもあるんですけれども、私どももいくらかでも早くというような考えもあるんですけれども。会長にしてみると納得されない部分もあるかもしれませんけれども。できるだけ早くとは思いますが、国との関係の中での手続きを踏まえて、できるだけ早めに実施できるようにしてまいりたいと思いますので、何とかよろしくお願いします。

狩猟免許の関係については、確かに会長がおっしゃったとおりのことかもしれません。本県は大型獣の狩猟よりも、実際、鳥を獲りたいという方が多いということで、我々も苦心して拡大に努めているわけですが、会長からしてみるとスピード感というか、拡大のスピードが遅いとお感じになっているかもしれませんけれども、我々はなるべく粘り強くこの狩猟者の方が増えていくように努力してまいります。

それから報奨金の関係につきましては、私ども、豊田会長も出席していただいております科学委員会の方で、先ほどご説明した内容にもなるんですけれども、さまざまな意見がございます。従って、他県の状況も踏まえながらももう少し検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

(藤会長)

ありがとうございます。

私の捉え方が間違っていたらご指摘いただきたいんですけども。豊田会長の趣旨は今回の管理計画とは同列にあると。その実効性についておそらく質問をされているように私思ったんですけど、それでよろしいですね。

管理計画そのものというのは、趣旨としておそらく豊田会長の望まれているものは記載してある。しかしながら現状等を踏まえると、その実効性は本当にこの計画(案)が効果を出すのかどうかというところが少し心配されていると、そういうふうに私は捉えたんですけど、よろしいでしょうか。

(豊田委員)

現在、説明されている計画案についての異論はございません。立派な計画だと思われま。ただこれが絵に描いた餅に終わらないように、当初の取り組みが大切ですよということを何回となく言わせていただいているんですが、これが1年遅れると大変なことになりますよということだけ、改めて早急な取り組みをお願いしたい。

(藤会長)

ありがとうございます。

私の捉え方ですと、これもまた差し出がましいかもしれないですけど、科学委員会の役割というのは大きいのではないかと。何について議論をして何を推奨するのか、そこの役割が非常に高いパフォーマンスが求められているって、そういうように捉えました。です。ので計画そのものは良しとして、これを実効するための体制というのでしょうか、モニタリングをして、それを踏まえた効果的な取組というのを、いち早く進めるとするのは難しいかもしれないですけども、そういうようなことが求められるのではないかなというように思いますけど。それでよろしいでしょうか。

(事務局)

分かりました。

(藤会長)

ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。オンラインの委員の皆様、よろしいでしょうか。

それではこの諮問案件1については、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

(委員)

よろしいです。

(藤会長)

ありがとうございます。異議がないようですので、この諮問案件につきましては、原案が適当であると認め答申いたします。

以上をもちまして諮問案件(1)の審議を終了いたします。

そうしましたら次は諮問案件2の方に移りたいと思います。「青森県指定権現崎鳥獣保護区権現崎特別保護地区計画書(案)」について、事務局の方からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは私の方から「青森県指定権現崎鳥獣保護区権現崎特別保護地区計画書(案)」についてご説明いたします。

はじめに資料2-1の特別保護区特別保護地区の指定に関する法律事項について、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。(1)の概要についてです。鳥獣保護区につきましては、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる「鳥獣保護管理法」第28条により、環境大臣または都道府県知事が指定する区域であり、さらに同法第29条により、この鳥獣保護区の中でも、特に鳥獣またはその生息地の保護を図る必要がある区域を特別保護地区に指定することができます。

本県の鳥獣保護区につきましては全部で88箇所、面積にいたしますと13万2千ヘクタール、このうち特別保護地区は11箇所、2万2千ヘクタールとなっております。

特別保護地区の指定にあたっては、国指定のものについては中央環境審議会の、都道府県指定のものについては都道府県の環境審議会の諮問答申を要します。

次に(2)の存続期間です。鳥獣保護区の存続期間は法第28条第7項において20年以内と定められており、特別保護地区の存続期間はこの範囲内において定めることとされております。なお、今年度、権現崎鳥獣保護区の更新にあたりまして、存続期間を最長の20年に設定しておりますことから、特別保護地区もそれに合わせて20年に設定したいと考えております。

次に(3)区域内での制限についてです。鳥獣保護区、特別保護地区ともに区域内での鳥獣の捕獲が禁止されますが、特別保護地区ではこれに加えて建築物、その他の工作物を新築し、改築し、または増築することなど、①から④に掲げる行為について、県の許可が必要になります。

次に(4)有害鳥獣による被害の対策についてです。鳥獣捕獲が原則禁止とされる鳥獣保護区、特別保護地区ではありますが、区域内に生息する鳥獣によって近隣の農作物等に甚大な被害があった場合には、市町村長の許可を受けてこれらの鳥獣を捕獲することができるとされております。

資料2-1については以上となります。

次の資料2-2の「青森県指定権現崎鳥獣保護区権現崎特別保護地区計画書(案)」をご覧ください。説明は要点のみとさせていただきます。

1ページの1の(2)特別保護地区の区域についてです。当該特別保護地区は中泊町の北西部に位置する小泊半島の西端にある権現崎を含む区域となります。

8ページをご覧ください。赤い枠で囲まれた部分が鳥獣保護区の区域で、その内、斜線部分が特別保護地区の区域になります。青い枠は林野庁所管の国有林、緑の線は津軽国定公園の区域を示しております。鳥獣保護区全体の面積は673ヘクタール、うち特別保護地区は99ヘクタールとなっております。特別保護地区の土地所有者別といたしましては、林野庁所管の国有林が23ヘクタール、財務省所管の国有林が76ヘクタールとなっております。また当該地区は全て津軽国定公園に指定されております。

1 ページにお戻りください。2 の (1) の特別保護地区の指定区分です。野生鳥獣の保護繁殖を目的とする鳥獣保護区は、場所によって目的別の指定区分が設定されます。権現崎鳥獣保護区特別保護地区につきましては、森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域の生物多様性の確保に資することを目的とする森林鳥獣生息地の保護区として設定しております。なお、この指定区分は、この他に集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟・湿地・湖沼などを指定する集団渡来地の保護区などがあります。

次に (2) の指定目的です。鳥獣の生息等を中心にご説明いたします。この地域は、4 行目になりますがヤマドリ、コゲラ、ホンドタヌキ、ニホンカモシカなど、多様な鳥獣の生息に適した地域となっております。また、2 段落目の 4 行目の右の方最後の方ですが、ハヤブサ、それからオオセグロカモメ、ミサゴ、オオタカ、ヤマドリ、アオバト、クロツグミの生息も確認されており、ハヤブサ及びオオセグロカモメについては繁殖も確認されています。加えまして当該地区は本州と北海道を往来する各種渡り鳥の休憩地及び飛来コースとなっているなど、鳥獣の良好かつ重要な生息地となっております。

このため当該地区は同鳥獣保護区の中でも特に保護する必要があると認められることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものです。

次に (3) の管理方針です。アとして、当該特別保護地区は鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とすること。イとして、現場の巡視等を通じて、区域内の鳥獣の生息情報の把握に努めること。2 ページをご覧ください。ウとして、特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図ること。この 3 つの方針に沿って、今後、行ってまいります。

次に 4 の (2) 生息する鳥獣類です。5 ページと 6 ページの別表 2 と 3 に詳細を記載しております。5 ページに記載しております鳥獣類については、日本野鳥の会弘前支部に調査協力をいただきました。鳥類ではミサゴ、オオタカ、ハヤブサを含む 18 科 27 種、それから 6 ページ、獣類ではツキノワグマ、それからニホンカモシカの生息が確認されております。

資料 2-2 については以上です。

資料 2-3 ですが、権現崎鳥獣保護区特別保護地区の概況写真でございます。今年 8 月 5 日に撮影されたものです。これらから権現崎の特徴的な海蝕景観、ブナ林など、豊かな自然環境が引き続き維持されているということが確認できます。

それでは最後に資料 2-4 として、事前に委員の皆様からいただいたご質問についてでございます。

関下委員から 2 点ご指摘がございました。1 つ目は資料 2-2 の 2 ページ、4 (1) イの「地形地質等における石英安山岩は古い名称であるため、デイサイトに変更すべきではないか」という点、2 つ目は 5 ページの別表 2 に記載しているミサゴについては、「夏鳥ではなくて留鳥とした方が良いのではないか」という 2 点です。

いずれもご指摘のとおり修正いたします。

以上で青森県指定権現崎鳥獣保護区特別保護地区計画書 (案) の説明を終わります。

(藤会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。
鎌田亮委員、お願いします。

(鎌田委員)

経緯が分からないので、意見というよりは質問なんですけれども。

この地域に限定しているという理由はどこにあるのでしょうか。ここは国有林ではないからということなんですか。鳥獣保護区の中でも特別なところはここの部分だけというのは、どうしてそこに決めたという経緯は。

(事務局)

県内で普通の鳥獣保護区は88箇所あります。その他、特別保護地区と言われているところは、あと3箇所ございます。梵珠と恐山と小泊とありまして。この88箇所の中で特別こういう貴重な種なりがあるので、この4箇所を指定してやっているという経緯でございます。

(鎌田委員)

この部分だけ。

(事務局)

特別保護地区はこの部分だけです。

権現崎鳥獣保護区に関しましては津軽国定公園内でもございまして、津軽国定公園の特別保護地区とほぼ被さっている地区をこちらでも特別保護地区として指定しています。

(鎌田委員)

ということは、それが普通なんですか。同じ所に特別保護地区を作るとするのは慣例としてそういうことになっているということですか。それとも、ここに、今お示しされた貴重な鳥獣がいるからというのを加味して、それを基に作っているのかということ。どっちなんですか。

(事務局)

加味して策定しています。

(鎌田委員)

踏襲してその部分にしたというのもあるんだろうと思いますけれども。ちょっと疑問に思ったので。別段、ここに指定しなくてもというか、獣類とを保護するとかというイメージであるんだったら、もっと広げてもいいかなとも思うし、鳥類にしても、まあ海鳥だったらこの部分だけでもいいのかなという気はするんですけれども、それ以外のものだったら山側の方もあってもいいのかなと、単純に疑問として思っただけなんです。

いや、他の委員で検討されてここに決まったということであれば、別段、異議を申し上げるわけではないんですけれども。疑問に思ったものですから質問させていただきました。

(藤会長)

よろしいですか。

他、いかがでしょうか。

今日、関下委員は、まだオンラインにいらっしゃっていないんです。回答に関する関下委員からのコメントはいただくことができないですけれども、今、そういう状況です。

他、いかがでしょうか。

千葉努委員、お願いします。

(千葉努委員)

特に異議というものではなくて、ここを歩いた時に、一部、地滑り地域があると思うのですが。その影響とかは特に問題はないのですか。

(事務局)

鳥獣保護区に関しましては、特に地滑りとか、そういう区域で除外するというのは特にはないですね。

(千葉努委員)

一部、それで、大分前ですけれども家が潰れたりとかというふうな部分があったのですが、そこには今は全く関係ないということでよろしいですよ。

(事務局)

はい。

(藤会長)

ありがとうございます。

他、よろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、この諮問案件について原案が適当であると認めてよろしいですか。

(委員)

いいです。

(藤会長)

ありがとうございます。そうしたら、この諮問案件につきましては原案が適当であると認め、答申いたします。

以上をもちまして諮問案件（２）の審議を終了いたします。

これで、今日受けた諮問案件、２件につきましてはいずれも原案が適当であると認め、答申することといたします。ありがとうございます。

それでは会場の皆さんに答申書の文案を配付させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。オンラインでご参加の皆様には、後ほど事務局の方から送付させていただきますので、ご了承いただければと思います。基本的に原案どおりということで進めさせていただきますので、よろ

しくお願いいたします。

以上をもちまして、諮問案件の審議は全て終了といたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

あと、本日、その他の案件を1つ増やしていただいておりますけれども、委員の皆様からその他、この機会を通して確認したいこと等ございましたらいただければと思います。

オンラインでご参加の皆様もよろしいでしょうか。

実は今回、私の方から1つございます。皆様もかねてから報道等でご存じだと思いますけれども、我が青森県は非常に風況が良いということで様々多くの風車などが建っております。その中でも特に今回、青森市、私たちの建物のすぐ後ろ側ですけれども、みちのく風力発電事業ということで、私が承知している限りでは国内最大級であります。150基以上の風力発電機を6市町にまたがって開発するというものです。

今、先ほど権現崎の件について皆さんからご議論をいただいたんですけれども、それとは全く異なるレベルのものであります。知事の方も、私的な意見であると付け加えつつも懸念を示されているという状況であります。

風力につきましては、皆さん、報道等をご覧の方はご存知だと思いますけれども、例えば先月、ちょうど1ヶ月ほど前に福島県の風力発電の計画が、かなり大規模な計画がございましたけれども、それも国内最大級と呼ばれている計画がございまして、それが会津大沼風力発電事業と呼ばれているもので、最大18万3千キロワットの計画がございましたけれども、それは4町村にまたがる計画でしたけれども、それが白紙撤回になっております。

こういう経緯を踏まえても、今回、環境審議会、こうした案件については通常、環境影響評価審査会で議論をされているものであります。環境審議会で議論するものではないというふうには思われますけれども、今回、あまりにも規模が大きくて、影響が環境以外にも及ぶと。他県におきましてはこれよりも小さい案件というのが白紙撤回になっていると。そういうような経緯も踏まえても、やはりこの審議会で触れざるを得ないだろうと。

そういうことで、今回、事務局の方をお願いをして、その他という形で盛り込んでいただいた次第です。

ただ本件につきまして様々な意見が出ると思います。賛成・反対、影響等も含めて。そうしてしまおうと收拾がつかなくなってしまうので、その点を勘案して、手続きの部分。今回、先ほどお話いたしました青森県環境影響評価審査会で調査審査されております。その中で様々な問題点、影響等について指摘されており、県の方でも十分その問題、もちろん環境省の方でも十分問題は把握しておりますので、それはともかく、今後の手続き、今、どういう状況なのか、今後どういう手続きが生じるのかについて皆様の方にお伝えしながら、その手続きについてご質問、確認等を行いたいと、そういう機会にしたいと思っております。

ですので、本件につきまして環境保全課の方で議論を進められていると思っておりますので、これにつきまして事務局の方からご説明をいただければよろしいでしょうか。

(事務局)

環境保全課長の山舘と申します。よろしくお願いいたします。

ただ今、藤会長からご紹介いただきました、仮称ですけれども「みちのく風力発電事業」というの

がございまして、これは株式会社ユーランスエナジーホールディングスというところが、青森市・十和田市・平内町・野辺地町・七戸町、そして東北町に属する区域に約 60 万キロワットの風力発電所を設置するものです。広さは約 1 万 7,300 ヘクタールの事業実施想定区域でございまして、1 基当たりが 4 千キロワットから 5 千キロワットの風力発電機を最大、先ほど藤会長がおっしゃられたとおり最大 150 基設置するという計画になってございます。これは環境影響評価の対象となっております。

環境影響評価は事業者が計画を作成する段階で一定規模以上の事業を対象にしております、その事業が環境に与える影響について調査予測、そして評価を行い、その結果を公表して住民や地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえまして事業内容を環境保全上、より望ましいものにしていくといった制度でございます。

環境影響評価法では、事業者が作成します配慮書、方法書、準備書及び評価書につきまして、地方公共団体や住民、環境大臣、主務大臣等がそれぞれの立場で意見を述べることになっています。

県が知事意見を述べるにあたっては、条例に基づきまして県の附属機関として設置された青森県環境影響評価審査会で調査審議することになっております。

本事業の環境影響評価の手続状況についてでございますが、先ほど申し上げた配慮書、方法書、準備書、評価書の 4 段階のうち、最初の第 1 段階でございます配慮書の手続が終了してございます。この配慮書というのは事業者が事業の位置、規模等の検討段階、初期段階において環境保全のために配慮すべき事項について検討し、その結果を取りまとめたものでございます。

県では、この配慮書につきまして県環境影響評価審査会からの意見答申を受けまして、昨年 12 月 14 日に事業者に対し知事意見を提出しています。

今後の方法書及び準備書の段階においても、県環境影響評価審査会で調査審議を行いまして、県ではこれを踏まえて知事意見を提出することになります。この配慮書に対しては知事意見のほかに手続きとして住民意見を提出することができます。事業者に提出された住民意見については、次の方法書で当該意見と、これに対して事業者がどう対応したかを含みます事業者の見解が示されることとなります。

また、次の方法書及びさらに先の準備書の段階では、事業者が説明会を開催すること、それから図書を公告、縦覧することが義務付けられておりまして、住民等は事業者に対しまして環境保全上の意見を述べることができます。

事業者においては、次の手続であります方法書について新聞等に公告し、市町村庁舎等で図書を縦覧し、また事業者のホームページでも公開することになってございます。縦覧の期間は 1 ヶ月となつてございまして、住民意見は縦覧の開始から縦覧終了後の 2 週間後まで提出することができます。なお、県のホームページでも公告されたことをお知らせし、事業者のホームページにリンクしまして図書をご覧になれるようにしてございます。

以上、簡単ではございますが以上でございます。

(藤会長)

ありがとうございます。

今、ご説明にありましたとおり、今、第 1 段階が終わって、次、方法書が出てくるということですので、その段階でも住民説明会の場だとか縦覧、事業者に対して住民の意見を提出すると、それがで

きるような仕組みになっているということでございます。

今のご説明のとおり今後も議論が進められていきますわけですけれども、これら手続について、それぞれ先ほどもお話をしたとおり、それぞれの影響とかに関してはともかく手続上のご質問とかございましたら是非いただければと思うんですけれども。よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

おそらく大規模開発に対して規制を持ってそれをどのように受け止めていくか、被害、影響を最小限に食い止めていくかという仕組みではあります。

今日ご出席の中で鮎川委員が審査会の方に入られているかと思えますけれども、鮎川委員の方から補足とかがもしございましたらいただくことができたかなと思えますけれども。よろしいでしょうか。

(鮎川委員)

八戸工業大学の鮎川です。私、環境影響評価審査会の委員を10年ほど務めさせていただいております。近年は、非常に洋上風力も含めて、県内の審査をしないといけない案件が多くなってきております。

その中で全体的な議論をする機会が今のところ環境影響評価審査会にはないという状況を少し危惧しております。

青森県の風力発電の数を調べてみますと、県の面積あたり全国1位の発電機の数です。設備の容量も2018年の時点で既に全国1位となっています。そういった中、さらに増えていっている状況というのが、私、生物の方が専門ですけれども、生物や生態系に関しては問題点が多々あると感じています。また既にたくさん建っているところに数が増えるということで、累積的な影響評価を正しくしないといけないというのも問題点だと思います。

環境影響評価審査会の方でも、県の設置の要綱をホームページで確認しましたがけれども、そういった全体的な議論をすることもできるように見受けられました。また環境審議会の方でも、県のホームページで調べたんですけれども、知事の諮問があれば自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する会でもあるということが明記されておりますので、今後、環境審議会の方で風力発電施設が青森県にこれ以上の密度で建っていくことについて、意見交換、議論をしていく必要があるのではないかなというふうに、長年、委員をしていて感じております。

あくまで私的なコメントではありますがけれども、今後の県の自然環境の保全に関して一つ議論の対象になればいいのではないかなと思ひまして意見を述べさせていただきました。

(藤会長)

ありがとうございます。

皆さん、ご存じのとおり、我が日本はエネルギー安全保障と言われるぐらい本当にエネルギーが乏しい国で、おそらくこうした議論というのはいろんなところで出てくるかと思ひますし、今後、今年の冬あたりもまた違った見方が出てくるのではないかなとは思ひますので。

いずれにしても今回、こういうふうにあげさせていただいた理由は、繰り返しになりますけれども、今後の手続の部分で皆さんにご理解をいただいて、いろんなご意見があると思ひますので、それをまず方法書が出た段階で皆さんから出していただくと、それで次につなげていくと、そのような感じかなと思ひます。

あと、私の方から気になったんですけれども、この住民の範疇というのはどの範疇になるのでしょうか。例えば今ですと、選挙権に関しては年齢が引き下げになっておりますので、例えば18歳の方が出すことができるのかとか、あるいは最近ですと、私、教育部門にいますので、例えば高校生が意見を出すことができるのかとか。

今回、環境問題という世代間の構成ということで、いろんなところで問題が若者から指摘されているわけなんですけれども。その辺、住民の範疇というのはいかがなものでしょうか。

(事務局)

特に年齢とか居住地による制限はございません。

(藤会長)

ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。手続的な。また話が逸れてしまうからもしれませんが、来年、登録30周年を迎える白神山地の世界遺産登録のきっかけとなったのが、いわゆる今回のようなケースで、鱒ヶ沢の赤石川の源流域の水源涵養保安林の指定解除申請が行われて、それに対して住民の方々が、赤石川を含め流域住民の方々が意見書を短期間で提出して、それが日本の林政史上最大の数が一気に提出された。その数、結果を受けて、当時の北村知事がこの計画にメリットはないという発言をされて、そこから一気にひっくり返したという、そういう経緯がございます。

ですので、私たち、いろんな意見、考えがあると思いますけれども、それをどう正しく出していくかというのが、今回の件を通して私は問われているのではないかなと思いましたが。

詳細につきましては、また必要に応じて皆さんの方から環境保全課の方に問い合わせいただければと思います。

いかがでしょうか。皆さんの方からよろしいですか。どうぞ、鈴木委員。

(鈴木委員)

この、その他の藤会長の発言は、要は環境審議会でもこういう大型の開発事案について議論をしていきませんかという問題提起なんですね。

(藤会長)

個別案件ではありますけれども、論理的に今回の諮問案件の規模と今回のその他で扱ったことを比べると、やはりどうも納得がいかないところもございます。非常に大きな影響なわけですよ。

ですので今後の審議会の議論をする案件、専門家・研究者の間ではアジェンダーセッティングと呼ばれて、何を問題として扱うかということがよく意思決定の中で議論されるわけなんですけれども。

鈴木先生がおっしゃったことというのは概ね当たっているのではないかなと思います。

(鈴木委員)

そうしたら事務局の方にお聴きしたいんですけれども。こういう案件について環境審議会というのはどういう関わりができるのでしょうか。

(事務局)

環境生活部長の石坂でございます。

現状、環境審議会と、他に環境影響評価審査会という、同じ立場で附属機関がそれぞれ設けられてございまして、それぞれ県の補助機関という立場で、知事から諮問を受けたものに対して答申をするという役割を担っているものと理解をしております。

従いまして、今、話題になっております環境影響評価の個別の事案につきましては、環境影響評価審査会でご担当いただいているというふうな認識でございますので、環境審議会、こちらの審議会に諮問をするという立て付けには現状、なってございません。

(藤会長)

鈴木先生、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(鈴木委員)

了解です。ありがとうございます。

(藤会長)

ありがとうございます。環境問題は、皆さんご存知のとおり、いろんな分野に波及をしております、今回、私、事務局の方をお願いをするにあたって果たしてこれが妥当なのかという議論がなされたところになります。この辺も今後の検討課題かなと思っておりますけれども。

いずれにしても会としての責務というんですか、おそらくあるのではないかなと思います。その辺は制度設計の部分にも、この審議会というのは多分関わってくる部分だと。全く外れているわけではないと思いますので、これは皆さんの今後のご議論、私も含めて議論を広くしていくことになるのではないかなと、私的な考えですけれどもそのようなとらえております。

他はよろしいですか。鮎川先生。

(鮎川委員)

先ほどの事務局のお答えでは、環境影響評価審査会の案件だというお話でしたけれども。

もしも環境審議会の方に知事からの諮問があれば、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するというのも環境審議会の役割となっております。県のホームページに環境審議会の方の文面にそういったものもございまして、条件、知事の諮問があった場合には大きな風力発電についても審議する場として環境審議会がなり得るのではないかなと考えられます。

私はそういうふうに取り上げたんですけれども、事務局の方では違うお考えでしょうか。

(藤会長)

お願いします。

(事務局)

お答えいたします。先ほど申し上げましたとおり、現状、個別の風力発電事案につきましては、知事の方からは環境影響評価審査会の方に諮問をいたします。

鮎川委員のご発言は、個別の事案ではなくてというふうな大きな話題としてそういったものをどう考えるかというふうなことにつきまして、環境審議会に諮問をする余地がないかというお問い合わせであれば、それは余地はあると思います。

(藤会長)

いかがでしょうか。よろしいですか。

(鮎川委員)

ありがとうございます。環境審議会のホームページから取ったところを、今、チャットのところに載せましたので、もしも個別の審議事項を超えた意見の調整というのがあれば、この場でもできるということで理解いたしました。ありがとうございます。

(藤会長)

ありがとうございました。

あとはよろしいですか。玉熊委員、よろしくお願いします。

(玉熊委員)

すいません、私も個別の意見に私的な意見になってしまうんですけども。今の藤会長からの意見を伺いまして、あと鮎川委員からのお話を伺いまして、私もこちらの審議会で将来的に議論を交わしてもいい案件だと考えております。

なぜかと言いますと、やはり大規模な風力発電の建設になりますと自然環境のみならず農林水産業、それから生活環境にも影響が出てきまして、それが複合的な他の風力発電の建設と重なった場合、予知できない、環境アセスメントでは評価しきれない部分というのがやっぱり出てくると思いますので、そちらはやはりこの審議会のいろんな各分野で活動されている方、専門知識を持っている方々と議論を交わしていく案件だと思っていますので、是非、今後、議論を交わしていきたいなと思っています。

個人的な意見になりましたが、以上です。

(藤会長)

ありがとうございました。

それでは私の方で扱っていただきましたその他については、これで、以上とさせていただきますよろしいですか。

それではマイクの方を事務局にお戻ししたいと思います。ありがとうございました。

(司会)

藤会長、委員の皆様、ありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして環境生活部長の石坂から御挨拶申し上げます。

(石坂部長)

藤会長はじめ委員の皆様には、長時間にわたり慎重かつ熱心な御審議をいただきありがとうございます。ありがとうございました。

まず諮問案件2件につきましては、いずれも原案が適当との答申をいただき感謝申し上げます。その他の部分で皆様からいただきましたご意見も含めまして、我々の方でも各種取組を進めてまいりたいと考えております。

今後とも委員の皆様には御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

(藤会長)

ありがとうございました。オンラインで御参加の皆様もありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第39回青森県環境審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。